

2007年9月13日

練馬区長
志村 豊 志郎様

よりよい練馬区の図書館をつくる会
代 表 丸谷 博男
事務局長 関 日奈子
住所 練馬区中村3-10-6
電話 03(3990)6327

第二次区立施設委託化・民営化実施計画(素案)に対する意見・要望(案)

1. 練馬区立図書館に指定管理者制度の導入をすることは、図書館の充実と発展にとって問題があると考えられます。十分な時間をかけた調査と検討をしてください。
 - 1) 素案((2)委託を拡大する区立施設 生涯学習部関係施設 図書館)は、「実施にあたっての課題など業務委託の範囲の拡大および指定管理者制度の適用について、検討します。」となっています。
この文面は、20年度業務委託実施3館への指定管理者制度適用が検討されると読み取れます。
 - 2) 指定管理者制度導入の調査・検討に当たっては、利用者、図書館職員の意向(問題点、提言)をよく聞き確かめてください。
図書館の充実と発展を願って努力している利用者や現場の図書館職員は、実態をよく知り、勉強して図書館サービスや事業展開の問題点を掴み提言を持っています。
 - 3) 既に指定管理者制度を導入している他区図書館の実態を調査し、問題点を具体的に確かめてください。
 - 4) 考えられる指定管理者制度導入による問題点は次の通りです。
図書館は、多くの事業の継続と一層の充実・発展が求められ、新規事業も計画、要請されています。その展開には行政各部署との折衝や利用者住民との協力が重要であり、区職員(図書館協力員を含む)による計画、調整、実施が不可欠です。
 - a. 生涯学習支援プラン21(第3期)(第2章2.教育委員会生涯学習事業の現状と課題、第3章プラン21(第3期)のめざすもの、第4章プラン21掲載事業一覧)に、次の様な役割やさまざまな事業が掲げられています。
 - イ) 図書館はこれまでの利用者の読書への支援を中心としたサービスから新たな役割を求められています。
 - ロ) これからの図書館は、就労・ビジネス、子育て、NPO活動など、人々の生活や仕事のうえでのさまざまな問題を解決するうえで必要な資料や情報を提供するなどの支援が求められています。(支援目標6 暮らしや仕事に役立つ学習内容等、実学的な学習の機会を充実します。)
・子育て、就労・ビジネス、NPO、調査研究等の支援のための資料案内、情報提供等 充実
 - ハ) また、地方分権化や財政難の中で、地方自治体では地域の実情にあった政策立案が求められており、このための資料や情報の提供による行政支援も必要と言えます。
 - ニ) 図書館では、こうした関係の資料の収集・提供を充実するとともに、これまでの貸出・リクエストサービスに加えて、利用者が求めている資料を的確に探し出し、あるいは調査の回答が迅速に得られるためのレファレンスサービスを重要なサービスとして位置づけ、その充実を図っていきます。(支援目標2 生涯学習やスポーツ活動についての相談活動を充実します。)
・レファレンス(資料案内・情報提供等)サービス - 充実
 - ホ) こうした取組の検証と改善を図るため、利用者満足度調査のほか、適宜、必要な調査を行っていきます。(支援目標13 だれもが利用しやすく親しめる施設運営をめざします。)
・図書館利用者満足度調査 新規
(開館日・時間の拡大 - 充実)
(接遇の向上 - 継続)
(持ち込みパソコンコーナーの設置 - 継続)
(施設予約システムの管理 - 継続)

ハ)子どもの読書活動の推進

- ・地域で子どもたちの読書活動を推進している団体やボランティアとの連携・協力が不可欠であり、こうした活動の担い手の育成が必要となっています。
- ・ボランティアの育成・活用の拡充を行います。
- ・学校・施設への各種支援、ボランティアの養成・登録支援など子どもの読書活動を総合的に進めいくため、「子ども読書活動支援センター」事業を実施していきます。

ト)さまざまな手段で多様な学習情報を提供します。(支援目標1)

- ・図書館ホームページの子ども向けページの作成 - 新規
- ・「練馬区立図書館だより」の発行 新規

チ)家庭や地域の教育力を高めるための取組や学校教育支援を進めます。(支援目標3)

- ・おはなし会・おたのしみ会、大人のためのおはなし会 - 継続
- ・子ども読書の日・こどもの読書週間記念行事 - 新規
- ・ブックスタート事業 - 充実
- ・地域文庫への図書の提供 - 継続
- ・小中学校の学校図書館・調べ学習等への支援 - 充実
- ・区立図書館所蔵図書の団体貸出 - 継続
- ・区立図書館のリサイクル図書の提供 - 継続
- ・学校・施設等の区立図書館訪問の受入れ - 継続
- ・区立図書館職員の学校・施設訪問 継続
- ・区内ろう学校、養護学校との連携 - 検討
- ・学校・施設教職員対象読書指導講習会 - 充実

リ)子どもや高齢者、障害のある人々、日本語が不自由な人々等の学習の機会を充実します。(支援目標

4)(だれでも使えるユニバーサルな図書館づくりの視点から施設のバリアフリー化や高齢者、障害者など図書館利用が困難な方への図書館サービスの充実に努めていきます。)

- ・子ども映画会 継続
- ・小中学校の学校図書館・調べ学習等への支援 - 充実(再掲)
- ・視覚障害者等への対面朗読、点字・録音資料提供 - 継続
- ・外出困難障害者への資料郵送 新規
- ・図書館利用困難者への図書館資料の利用援助の拡充 - 検討

ヌ)わかものが学ぶことや働くこと、社会参加などへの意欲を高めるような学習の機会を提供します。(支援目標5)

- ・高校生や大学生等による学校、保育園等での読み聞かせ - 継続
- ・中学生の区立図書館職業体験の受入れ - 継続

ル)人権問題や都市問題など社会的な学習課題について学ぶ機会を充実します。(支援目標7)

- ・図書館資料のテーマ展示 継続

ロ)質の高い文化・芸術活動や作品、文化遺産、伝統文化等に親しむ機会を充実します。(支援目標8)

- ・子ども映画会 継続(再掲)

リ)老朽化した施設の改修を順次進め、施設の設備や機能の改善を図っていきます。

(支援目標9 生涯学習やスポーツ活動のための施設を計画的に整備します。)

- ・区立図書館予約資料受取窓口の設置 - 新規
(引続き、こうした予約資料の受取施設を駅近くなどに設け、利用者の利便を図っていきます。)
- ・(仮称)南田中図書館の整備 継続

カ)生涯学習の基盤としての図書館機能を充実します。(支援目標10)

- ・一般用資料の整備 充実
- ・児童・中高生資料、児童・YAコーナーの整備 充実
- ・レファレンス(資料案内・情報提供等)サービス - 充実(再掲)
- ・視覚障害者等図書館利用困難者の図書館資料の利用援助 - 充実(再掲)
- ・他の図書館および図書施設との連携・協力 継続
- ・子育て、就労・ビジネス、NPO、調査・研究等の支援のための資料案内、情報提供等 - 充実(再掲)
- ・家庭での子ども読書の支援 充実

- ・学校・施設との連携・協力、支援 - 充実
 - ・ボランティアとの連携・協力、支援 - 充実
 - ・子ども読書活動支援センター事業 - 新規
 - ・図書館サービスのICT化・機械化 - 充実
(ICT(情報通信技術)の活用による利便性の向上の取組を行います。)
- 3)生涯学習団体の自主的な学習活動を支援します。(支援目標14)
- ・集会室の提供 - 継続
 - ・読み聞かせ等読書活動推進ボランティア団体への支援 - 継続
- 4)学びを深めたい区民の学習の場を高等学校や大学と連携して提供します。(支援目標15)
- ・大学図書館の区民開放 - 新
- 5)生涯学習施設サポーターとの協働態勢を整えます。(支援目標17)
- 6)ボランティア活動をめざす団体・サークル・人材等の情報を提供します。(支援目標18)
- ・読み聞かせ等ボランティア団体の紹介 - 検討
- 7)生涯学習団体やNPO等との協働事業を拡充します。(支援目標19)
- ・おはなし会、おたのしみ会等の協働 - 継続
 - ・ブックスタート、本の探検ラリー事業の委託 - 充実
 - ・推薦図書リスト(「よんでみようこんなほん」、「ほんだな」)の共同製作 - 継続
 - ・対面朗読、資料音訳・点訳、布の絵本製作 - 継続
 - ・読み聞かせボランティア講習会、手づくり講習会 - 充実
 - ・視覚障害者用資料音訳講習会、布の絵本製作講習会、デイジー(デジタル録音図書)編集講習会 - 継続
- 8)区民の参加を広く呼びかける区民主体の生涯学習事業を支援します。(支援目標20)
- ・読み聞かせボランティア交流会 - 充実。
- 9)区民参画による計画づくりを行います。(支援目標21)
- ・練馬区子ども読書活動推進会議の設置 - 継続
 - ・(仮称)南田中図書館建設懇談会の設置 - 新規
- b. 中央図書館の建設は、近い将来の課題となります。
- イ)一人当たり蔵書数が23区中22位ですが、それは図書館面積の少なさが最大の理由です。
- ロ)新長期計画で、(仮称)南田中図書館の開館と各図書館の収納数増により、10%14万冊の増を計画しているが、順位は変わりません。
- ハ)図書館の役割が大きく重要になっていく今日、中央図書館建設は必然的と言えるものです。
- c. これからの図書館像 - 地域を支える情報拠点をめざして - (文部科学省 H18/4 発表)は、生涯学習支援プラン21(第3期)が、掲げてないことも提言しています。練馬区立図書館の課題と考えます。
- 1)行政や議会へのサービス
- ・生涯学習支援プラン21(第3期)は、行政支援の必要性には言及しているが、具体的には取上げていません。
 - ・行政の効率化や議会の的確な対応に有効としています。
 - ・「時々行政課題に図書館がどう役に立つのかを検討し、地方公共団体の行政部局に対して図書館側から積極的に提案していくことが求められる。」と強調しています。
 - ・「行政にも役立つ図書館」としてアピールすることにより、図書館政策が自治体行政の基本的な政策体系に位置づけられるよう、努力していく必要がある。としています。
- 2)様々な機関と連携・協力を進めた事業展開
- ・地域の社会教育施設や社会教育関係団体等と連携・協力
 - ・さらに、学校、地方・国の行政部局、議会、商工団体や医療・福祉団体等の公的機関、住民団体、NPO等、様々な機関と連携・協力すれば、
 - ・図書館が単独で努力するよりも、情報の提供や講座の開催、図書館の役割や機能のアピール等において、より大きな効果を得ることができます。
- 3)レファレンスサービスの充実と利用促進
- ・レファレンスサービスを効率的に行うには、インターネット上で公開されている図書、雑誌記事や新聞

- 記事等のデータベースのほか、各種の機関や団体が公開している情報源の活用が不可欠
 - ・利用者が文献を調べたり調査を進めたりできるようにするための手引き(パスファインダー)を作成し、講習会を開催することも必要
 - 二) 課題解決支援機能の充実
 - ・医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料など、地域の実情に応じた情報提供サービスが必要
 - ・利用者が直面する課題や問題を的確に捉え、市販の図書や雑誌だけでなく、地域資料や行政資料等も含め、その解決に必要な資料や情報を広範囲にわたって調査し、確実に収集することが重要
 - ・資料や情報をそのまま提供するだけでなく、利用者が有効活用できるよう分類、目録、排架、展示等の組織化に配慮し、付加価値を高める工夫をすること
 - ・受け身で利用者の来館を待っているだけでなく、積極的に情報発信を行う必要がある。
 - ・これらの課題解決支援を効果的に実施するには、地域の関係機関や団体との連携・協力が不可欠
 - ホ) 紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備
 - ・文献探索・調査案内(パスファインダー)、レファレンス回答データベース、地域資料索引、関係団体・機関リスト等の独自のコンテンツを作成するなど、館の実状に応じて計画的・段階的にホームページを充実することによって、多様な情報源への入口としての「地域のポータルサイト*5)」を目指す必要がある。
 - ・韓国やシンガポールでも、データベースや各種ソフトウェアの提供、電子図書の普及等、IT を活用したサービスが急速に充実してきている。
 - ・携帯電話も含めた電子メールによるレファレンスサービス、メールマガジンの配信など、積極的な情報発信も充実すべき
 - ・今後は、行政機関等が発行する電子情報を整理・保存し、デジタル・アーカイブ機能を志向することも、図書館の重要な役割になっていく
 - ・住民がこれを十分活用できるようにするため、利用の案内・支援や、他の社会教育施設等と連携して情報リテラシーの向上を目指した講座の充実を図ることも図書館の重要な役割
 - ハ) 多様な資料の提供
 - ・今後は、図書だけでなく、雑誌記事や新聞記事も重視することが必要
 - ・地域資料や、地域の機関や団体が発行しているパンフレットやちらしを提供することも、地域の課題解決や地域文化の保存の観点から重要
 - ・地域資料には、活字資料以外にも写真、8ミリ・16ミリ映画、ビデオ、DVD等の映像資料や音声資料等があり
 - ・これまで組織的、系統的に保存されていなかったため、歴史博物館や郷土資料館等と連携しつつ、図書館でも系統的に収集する必要
 - ・地域資料を電子化して保存し、デジタル・アーカイブ機能の一環として広範囲に利用できるよう情報発信することも重要
 - ト) 他の図書館や関係機関との連携・協力
 - チ) 図書館サービスの評価
 - ・評価指標には、どれだけの資料やサービス等を提供したか(アウトプット)だけでなく、サービス等を提供した結果として地域や住民に対して実際どのような成果がもたらされたか(アウトカム)を表す指標が必要
 - ・設置者と住民、図書館と連携協力する諸機関の三者の視点からの評価が必要
 - ・図書館への投資によってどのように社会がより良く変化するかを明確に示し、地域社会から評価を得る必要がある。
 - リ) 専門主題情報担当者の教育
 - ・今後、医療、法律などに関する情報提供サービスを行うために、各分野の情報について高度な教育を受けた司書を養成する必要がある。
- ノウハウの蓄積や良質な専門サービスの継続的提供ができない懸念
- イ) 営利企業による指定管理者制度の場合、数年で管理者の変更が考えられます。
 - ロ) これにより、図書館運営の知恵の集積や良質な専門的サービス(例えばレファレンスサービス)の継続的

な提供ができない懸念があります。

区の図書館運営についての専門性やノウハウが失われ、営利企業任せになる危険があります。

イ) 図書館に区職員がいなくなることから、蓄積されてきた図書館運営力は失われます。

ロ) 指定管理者を正しく評価することも困難になることが予想されます。

ハ) 経験も知識もなくなった区に図書館政策をつくることができなくなります。

ボランティアの参加に支障が出ると考えられます。

イ) 営利企業による指定管理者制度の場合、「営利企業のためにボランティアはできない」とのボランティアの声をよく聞きます。

・社会貢献している自覚が重要な動機となっているものです。

ロ) 図書館へのボランティア参加は、今後ますます増え、促進し、協同して図書館を充実・発展させる重要なものです。

2. (仮称)南田中図書館に指定管理者制度を導入することは問題があります。

1) 学校教育支援事業のモデルを構築するのに支障があります。

南田中小学校体育館との合築という条件から、学校教育支援事業のモデルを構築することに決まっています。

担当地域の小・中学校及び住民、児童生徒とその保護者などとの協力・連携により創りあげていく事業ですから、区職員でなくては、不可能です。

拠点である図書館が指定管理者制度導入により全員営利企業の社員である場合、区職員は、光が丘図書館からの派遣による駐在となります。

イ) 駐在員一人の取組と組織を挙げてのバックアップ(指定管理者制度を導入しない場合)とでは、その成果に大差が出ることは、論を待たないでしょう。

2) 「南田中発の環境問題への取組」(二つ目の特色)にも支障が考えられます。

選書をはじめ、コーナーづくりまで、館と地域住民の協同で展開しようとしています。

営利企業の指定管理者制度が導入されると、住民の協同に支障が出兼ねません。

イ) 住民はボランティアで、「一企業との協同」に抵抗感があります。

ロ) 図書館側を区職員の派遣・駐在員で対応する場合は、2.1)と同様、よいものではありません。

3) その他は、1.項で述べた欠く図書館共通の各事項が、当てはまります。

以上